

事業のご報告

令和6年度（第80期）

TATEBAYASHI SHINKIN BANK REPORT, 25



たてしん2025は信用金庫法第89条により作成したディスクロージャー資料です。



CONTENTS

- ごあいさつ 1
- 館林信用金庫と地域社会 2～4
- 経営理念・行動指針・業績・概要・地区一覧・
対処すべき課題 5～7
- コンプライアンス（法令等の遵守）について… 7
- マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策へ
の取組みについて 7～8
- 反社会的勢力に対する対応について 8
- リスク管理体制について 8～9
- 中小企業の経営改善及び地域活性化のための
取組み状況 9
- 金融ADR制度への対応について 9～10
- 営業のご案内 11～15
- 手数料一覧表 16～17
- 決算の状況 18～29
（貸借対照表）（損益計算書）（貸借対照表の注記）
（損益計算書の注記）（剰余金処分計算書）（監査報告書）
- 預金の状況 30
- 貸出金の状況 31～32
- 資料 33～39
- リスク管理債権の状況 38～39
- 当金庫の自己資本の充実の状況等について
..... 40～53
- 理事・監事の氏名及び役職名 54
- 店舗一覧及び自動機器設置状況等 54
- 組織図 55
- 沿革 56
- 総代・総代会に関する事項 57～59
- ディスクロージャー開示項目 61

ごあいさつ



初夏の候、山々の緑が一層深みを増す季節を迎え、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。ここに、第80期決算のご報告を申し上げるにあたり、日頃の格別なるご支援、ご愛顧に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

わが国経済は、企業収益の改善や政府主導による所定内給与の引き上げ等により個人消費に前向きな状況がみられるほか、企業の設備投資にも持ち直しの動きがみられ、全体としては緩やかな回復基調にあります。しかしながら、当金庫の主要顧客である中小企業においては、物価上昇分を十分価格に転嫁できていない中でも賃上げせざるを得ないといった先や、日銀の

政策金利の上昇による資金調達コストの上昇なども業況の下押し要因として懸念されています。

また、4月早々に鉄鋼、アルミ、自動車・同部品などへの大幅な関税引き上げとなる米国相互関税が発表され、国際貿易システムの混乱や米中対立の激化が懸念されるなど、非常に不安定な金融経済環境となっています。さらには急速に進む人口減少や少子高齢化を背景とした経営者の後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が顕在化するなかで、デジタル化への対応や脱炭素の取組みといった新たな経営課題にも直面しています。

このような様々な変化のなか、当金庫は取引先中小企業が経営環境の変化に翻弄されることのないよう、その資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し困難な時代を生き抜くための課題解決支援を実践してまいります。

昨年度の決算に関しましては、令和7年3月末の預金残高は137,207百万円、貸出金残高は64,915百万円となりました。損益につきましては、積極的な取引先支援に基づき貸出金利息1,017百万円を計上すると共に、効率的な資金運用により有価証券利息配当金444百万円を計上するなど収益確保に努めました。一方で各経費の見直し削減や与信費用の圧縮等の経営努力を行うとともに、金利上昇に伴い価格が下落した有価証券の洗い替えを積極的に進めた結果、経常利益176百万円、当期純利益134百万円を計上いたしました。

また、自己資本比率は前期比1.45%上昇し13.66%となり、金融機関の健全性を示す国内基準4%を大幅に上回る水準を維持しております。これも偏に取引先の皆様のご支援の賜物と感謝をいたしております。

当金庫は、令和8年度の創立100周年に向け策定した中期経営計画～Select The「たてしん」～“選ばれる「たてしん」を目指す”のスローガンのもとに、地域金融機関の原点である地域内シェアの増加に向けて全役職員が熱意を持って一丸となり営業推進、業務運営を行ってまいります。当金庫が保有する金融サービスの提供と事業先・個人を問わず地域のお客さまに寄り添った様々な伴走型支援の実践により、真に地域に根差したリレーションシップバンキングを推し進めてまいります。

今後とも、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月

館林信用金庫

理事長 早川 茂

館林信用金庫と地域社会 ～地元とともに～

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

※計数は令和7年3月末現在

当金庫は、群馬県館林市、太田市、桐生市（旧 新里村、黒保根村を除く）、邑楽郡、栃木県佐野市（旧 田沼町、葛生町を除く）、足利市、栃木市（旧 栃木市・大平町・都賀町を除く）及び埼玉県加須市（旧 加須市・騎西町・大利根町を除く）を事業地域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取組んでおります。

会員数	11,871名	常勤役職員数	107人	店舗数	10店
出資金残高	202百万円		(パートを除く、嘱託を含む)		

① 預金積金に関する事項 (地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域のお客様の資金づくりのお手伝いをさせていただきため、新商品の開発や金融サービスの向上に努めております。

令和7年3月末において、預金積金残高137,207百万円となりました。その内訳では、個人預金102,248百万円、法人預金23,376百万円、公金預金11,542百万円、金融機関預金39百万円の預金積金をお預かりしております。

預金積金残高

137,207百万円

② 貸出金（運用）に関する事項 (地域への資金供給の状況)

お客様からお預かりしました預金積金は、お客様の様々な資金ニーズにお応えし、円滑な資金供給を行うことで地域社会に還元しており、営業地域内の中小企業を中心に令和6年度は設備資金346億円、運転資金303億円を融資しております。

また、令和6年度についても中小企業者の新規事業者向けに「創業者・再チャレンジ支援資金」等を取扱いしております。個人のお客様には住宅ローン104億円、消費者ローン19億円を融資しております。

貸出金残高

64,915百万円

預金積金に占める
貸出金の割合

47.31%

③ 貸出以外の運用に関する事項

余資運用のうち、有価証券は前年同期比1,969百万円減少の40,605百万円、預け金は前年同月比3,331百万円増加の36,379百万円となりました。様々なリスク等を考慮した慎重な運用を行いました。（余資とは、有価証券・預け金のことをいう）

余資運用残高（無利息預け金は除く）

76,984百万円

④ 今期決算に関する事項

預金につきましては、前年同期比886百万円減少の137,207百万円。貸出金につきましては、前年同期比2,382百万円減少の64,915百万円となりました。損益面においては、資金利益が前年同期比9百万円減少の1,508百万円。業務純益は前年同期比312百万円減少の232百万円。当期純利益は前年同期比305百万円減少の134百万円となりました。

また、金融機関の健全性をあらわす指標の自己資本比率は13.66%で、国で定める4%の基準を大きく上回っております。

5 社会的責任と地域貢献活動の取組み

- ・6月15日の「信用金庫の日」にちなみ共同事業として献血・募金事業を実施しております。
- ・毎年館林市および邑楽郡内で開催される館林まつり・大泉まつり・板倉まつりに各地区店舗の役職員が参加し、神輿を担ぎ地域住民との絆を深めております。
- ・役職員並びに近隣の人たちの人命救助の一翼を担うことを目的に「AED」を市役所出張所を除く全店に設置しており、定期的にAEDの取扱い訓練を行っております。
- ・地域社会の活性化に積極的に取組むため、当金庫営業エリアにある各自治体等（館林市・館林商工会議所、邑楽町・邑楽町商工会、明和町・明和町商工会、板倉町・板倉町商工会）と包括連携協定を締結しております。
- ・令和7年3月9日「たてしん」を冠にした「第24回たてしん杯争奪邑楽町少年野球6年生大会」が行われました。12チームが参加し、野球を通じて技術の向上と選手相互の交流、青少年の健全育成に協力しました。
- ・令和6年11月21日に、当金庫と桐生信用金庫、館林市、桐生市、伊勢崎市、太田市、みどり市、桐生商工会議所の8者共催による「令和6年ビジネスマッチングフェアを開催しました。



館林まつり



たてしん杯争奪邑楽町少年野球大会



ビジネスマッチングフェア



献血活動

6 取引先への支援等 (地域との繋がり)

(1) 顧客ネットワーク化の取組み

経営者の異業種交流・親睦を図る場として、経済・文化講演会や経営研究等を行う「たてしんビジネスクラブ」を平成元年に発足(現会員数54名)、会員相互の発展と地域繁栄の担い手としてのお手伝いしております。令和6年度は「首都圏外郭放水路とマダム・タッソー東京」の見学会を令和7年2月26日に開催しました。

当金庫に年金振込指定して戴いているお客様への感謝と、お客様相互の親睦を図ることを目的に、「たてしん年金友の会」を平成23年に発足、毎年「年金友の会バス旅行」を企画しております。令和6年度については、「母畑温泉・八幡屋に泊まる2日間の旅」を令和6年9月29日から30日までの日程で開催しました。

(2) 経営改善支援先等への支援

経営改善支援対象企業14社を抽出し、財務内容改善アドバイスや経費削減等の指導を行い、地域金融機関として企業に寄り添った対応をしています。対象企業の課題解決に向けた経営改善計画書策定等の支援を行い、取引先のランクアップを目指しました。令和6年度においては、コロナ後の経済活動が正常化している中、原材料やエネルギー価格の高騰、人手不足に伴う人件費の高騰、供給力の低下等の影響を受け、地域企業の経営環境は改善されず、ランクアップ先はありませんでした。引き続き企業の課題解決に取組み、支援強化を行ってまいります。

(3) 創業支援への取組み

当金庫は、地域の創業支援も積極的に取組んでおり、地域サポート室を中心に事業計画策定支援や創業関連制度融資、「たてばやし創業応援ネットワーク」を活用した外部連携等、地域内の創業者をサポートしております。令和6年度においては、創業資金を1件取扱いしました。

(4) 中小企業への振興支援

当金庫は、地域の活性化と産業の振興を目的に、群馬県行政書士会と「包括的連携に関する協定書」を締結します。中小企業・小規模事業者の多様なニーズや各種相談、課題の解決に対応するため、お互いの強みを活かし、地域社会の発展に協力して取組んでいきます。

また、群馬県信用保証協会と「中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結しており、継続して地域経済の活性化と発展の促進に努めています。



年金友の会旅行



年金友の会旅行



省エネ・脱炭素支援にかかる研修会



ビジネスクラブ

経営理念

1. たてしんは、金融サービスを通じて、地域経済の発展に貢献します。
2. たてしんは、お客さまの満足と感動のために活動し、共に未来を築きます。
3. たてしんは、地域社会の一員として、社会における役割を積極的に果たします。
4. たてしんは、堅実経営に徹し、働きがいのある職場づくりに努めます。

行動指針

1. 私たちは、地域経済繁栄の担い手として、金融仲介機能の発揮、価値ある金融サービスの提供により、企業の振興と地域の活性化、豊かな生活づくりに貢献していきます。
2. 私たちは、お客さまの満足と感動を第一に、何をすればよいのか、何が最良なのかを創意工夫し、地域の発展を目指していきます。
3. 私たちは、地域社会の一員としての責任を自覚し、あらゆる法令やルール、社会的規範を遵守し、誠実かつ公正に日々の業務に取り組み、社会における役割を積極的に果たしていきます。
4. 私たちは、健全な金融機関として、より強固な経営基盤の構築に努めると共に、役職員の幸せと、活気に満ちた働きがいのある職場を作っていきます。

業績

預金・積金

残高は137,207百万円となり前期比886百万円(0.64%)の減少となりました。流動性預金は85,459百万円となり前期比1,112百万円(1.31%)の増加となりました。定期性預金は51,748百万円となり前期比1,998百万円(3.71%)の減少となりました。預金者別では、法人預金は53百万円(0.22%)前期に対し増加し、個人預金は838百万円(0.81%)前期に対し減少となり、公金預金は100百万円(0.85%)の減少となりました。

貸出金

残高は64,915百万円となり前期比2,382百万円(3.54%)の減少となりました。期中平残は前期比1,440百万円(2.16%)減少し、65,213百万円となりました。法人向け貸出は前期比4.80%の減少となる一方、個人向け貸出では前期比2.36%の増加となりました。業種別では、製造業10.80%減少、建設業4.76%減少、運輸業・郵便業2.80%減少、卸売業・小売業9.61%減少、金融業・保険業0.19%減少、不動産業7.21%増加、サービス業1.59%増加、地公体8.32%減少となりました。

預かり資産・保険商品等

資産運用の多様化に対応し、個人向け国債や投資信託、一時払終身保険、個人向け信託商品のご提案をさせていただいております。令和6年度販売実績では、個人向け国債は729百万円、前期比414百万円(131.42%)の増加、投資信託は14百万円で前期比6百万円(75%)の増加、一時払終身保険は612百万円、前期比36百万円(6.25%)の増加、個人向け信託商品は「しんきん相続信託こころのバトン」で累計9件、54百万円の取扱実績となりました。

確定拠出年金「しんきんiDeCo」に加え、令和6年1月から少額投資非課税制度「新NISA」の取扱いを開始しました。令和6年度の「しんきんiDeCo」実績は23件となりました。

アフラックの保険商品の令和6年度販売実績は、「医療保険」9件「がん保険」8件「介護保険」2件「休職保険」2件「WAYS」19件「学資保険」3件で合計43件の取扱実績となりました。

共済商品では、ぐんま共済の生命医療共済「シルクシニア」がん総合保障共済「がんサポート共済」を取扱っており、令和6年度では、「シルクシニア」が3件、「がんサポート共済」が104口(件)の取扱実績となりました。

損益状況

経常収益においては、資金運用収益が前期比52百万円の増加、その他業務収益が前期比25百万円の増加などにより、1,800百万円(前期比25百万円増加)となりました。経常費用においては、経費が前期比90百万円の増加となり、その他業務費用や臨時費用の前期比増加により、1,624百万円の計上となりました。

したがって、経常利益は176百万円、業務純益は232百万円で、当期純利益は134百万円の計上となりました。

概要

(令和7年3月末現在)

・名称	館林信用金庫	・出資金	202百万円
・所在地	館林市本町一丁目6番32号	・預金量	137,207百万円
・電話	0276-72-5511	・貸出金	64,915百万円
・創業	大正15年6月23日	・役員数	107人
・理事長	早川 茂	・店舗数	10店舗(館林市内5店舗、邑楽郡内5店舗)

地区一覧

群馬県

館林市、太田市、桐生市(旧 新里村、黒保根村を除く)、邑楽郡

栃木県

佐野市(旧 田沼町、葛生町を除く)
足利市、栃木市(旧 栃木市・大平町・都賀町を除く)

埼玉県

加須市(旧 加須市・騎西町・大利根町を除く)

当金庫が対処すべき課題

(1) ガバナンスに関する取組み継続

ガバナンスの強化に向けた業界における自主的取組みとして「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」を実践して行くことが求められています。具体的には、会員の皆様からの要望・意見に対する改善策の検討と報告態勢を堅持します。また、理事会においては、非常勤役員に提供する分かりやすい説明資料の作成と同資料の事前配布やブリーフィングを行なうことで、理事会での議論がより活発になるよう取組みます。

(2) 渉外力の強化

当金庫の渉外人員の割合は、県内信用金庫の中でも低い水準にあり、第一線における営業推進力の不足が否めない状況となっています。地域金融機関である信用金庫では、渉外係による地域に密着したface to faceによる渉外活動は営業戦略上の生命線であり、渉外係の存在と役割は、都銀や地銀にない特徴となっています。従って、様々な研修の実施とマンツーマンリーダー制の導入など、効果的なOJTによる優秀な渉外係の育成は当金庫の極めて重要な課題と位置付けております。

(3) 店舗計画と新しい機械導入の推進

時代の趨勢として、全国的に金融機関への来店客の減少が進んでいる状況です。当金庫としても効率的な運営に資するため、既存店舗の預金特化型店舗への変換や店舗サテライト化、少人数店舗における昼休業の導入、店舗内店舗の設置等を推めてきました。今後とも適正人員による、質の高いサービスの提供を実践してまいります。また、当金庫では古い店舗が多く適宜改修が必要と認識しています。必要に応じて順次店舗の改修を行うとともに、最新の機械設備の導入を計画的に進めることで業務の効率化を図り、適正な人件費の圧縮による経営の効率化に取組んでまいります。

(4) 預金

人口の減少・高齢化の進行により、将来的には個人預金の減少が見込まれ、預金者数の維持・拡大に向け、若年層及び年金受給者層の囲い込みを図るためには、新商品の開発やキャンペーン等の様々な取組みが必要不可欠であります。令和6年度においては、預金の増強に向けて、12月に懸賞品付き定期預金・定期積金と創立100周年記念金利優遇定期積金によるキャンペーンを実施しました。

また、高齢者との取引が増加するなか、相続時の資金流出防止に向け、相続定期預金の発売を開始し推進を図っています。

加えて、相続・遺言に関するお客様のニーズに対応するため、毎年11月15日の「遺言の日」にあわせ群馬弁護士会所属の弁護士による「相続・遺言に関わる個別相談会」を開催しています。

(5) 貸出金

世界の政治経済の状況として、鉄鋼・自動車などへの大幅な関税の引上げとなる米国相互関税が発表され、米中対立の激化など、不安定な金融経済環境となっております。政治経済情勢が日常生活に密接な資源価格などに影響を与えており、信用金庫の主要取引先である中小企業の業況回復の重荷となっております。

加えて、中小企業の多くは売上不振、原材料価格の高騰、経営者の高齢化や後継者不足、人材難といった問題も抱えており、深刻化しています。

こうした地域の中小企業のお客様が抱える経営課題に対応すべく、解決に向けた提案等に取組むとともに、必要とする資金需要への積極的な対応を行っているところであります。

個人向け貸出についても、住宅ローンや消費者ローン等、お客様のライフサイクルに応じた商品をご用意し、積極的に取組んでいます。

(6) 中小企業の経営支援に関する取組みについて

地域金融機関である当金庫は、地域の経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに、こうした分析を活用し、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を下記のとおりに対応しています。

1. 当金庫では、原材料やエネルギー価格の高騰、人手不足に伴う人件費増加等の影響により業況が悪化している取引先に対して、次の3つの支援を柱として取引先支援を行っております。①運転資金等の資金繰り支援。②返済条件緩和への対応及び経営改善計画の策定支援。③売上改善等に繋がる本業支援。以上のように引き続き、事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行ってまいります。
2. 創業支援や取引先企業への経営支援・ビジネスマッチング・事業承継支援のため、関係する外部専門機関と連携し、地域金融機関として実効性のあるコンサルティング機能を発揮すべく取組みの強化を図っております。
3. 当金庫は、地域経済の発展に貢献するため、コンサルティング機能を十分に発揮して、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を継続してまいります。今後も事業所先への経営改善計画策定支援や財務改善アドバイスを積極的に実行してまいります。令和7年3月末時点での住宅資金利用者を含めた条件変更の受付先は、809先となっております。経営改善支援先は14先で、このうち11先が条件変更を行い、経営改善計画書の策定先は10先となっております。

条件変更先	経営改善支援先	経営改善計画書策定先
809先	14先	10先

条件変更した事業先のうち576先で期限後も再変更しており、当初の取引条件に戻すには並大抵でない状況にあります。今後も、これまでと同様に地域密着型金融機関として、コンサルティング機能の発揮に努め、事業所先の財務面だけでなく経営面においても、必要に応じ、外部機関や外部専門家と連携した支援を通じて、経営の健全化、財務の正常化に向けて取組んでまいります。

(7) 経営者保証に関する取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

令和6年度	
新規に無保証で融資した件数	593件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	39.2%
保証契約を解除した件数	38件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

(8) 担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

当金庫における、担保・保証に過度に依存しない融資への取組みとして、事業性評価に基づく融資・本業支援を積極的に推進しております。当金庫では、お客様の事業の内容や成長の可能性・将来性について適切な評価を行うため、お客さまとの丁寧な対話や経営相談を通じて、現時点での財務データや担保・保証だけに囚われない評価を行っております。

令和6年度	実行先数	実行金額
事業性評価に基づく融資・本業支援	14先	811百万円

コンプライアンス(法令等の遵守)について

- 当金庫は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、次の基本方針のもとに、役職員一人ひとりが、自覚と責任をもって取組んでいくものとします。
 - 役職員は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し、責任ある健全な業務運営に努めます。
 - 役職員は、あらゆる法令・規則・規範を厳格に遵守し、かりにも社会の批判を受けることのないよう、適正な業務運営に努めます。
 - 反社会的勢力に対しては、警察等関係機関とも連携して、断固とした対応をします。
- 現在、金融機関においては、高い倫理観と法令遵守がこれまで以上に必要とされております。事故や事件、トラブル等の未然防止を図り「信頼」「信用」を確固たるものとするため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることがコンプライアンスです。
- 管理体制はコンプライアンス統括部署を事務局と定め、本部部長で組織する「コンプライアンス委員会」を運営しております。本部各部署は年初にコンプライアンス・プログラムを策定し、理事会の承認を受けた上で、これに基づいた諸施策を実施する他、「コンプライアンス委員会」において進捗状況の一元的な報告・管理を行なっています。また、本部各部署及び営業店にコンプライアンス責任者及び担当者を配置し、定期的実施している「コンプライアンス・チェックリスト」による点検を行い、再度事務局が検証を行っております。
- コンプライアンスを実現するための具体的な手引書「コンプライアンス・マニュアル」および冊子「信用金庫職員のための考えるコンプライアンス改訂版」を全役職員に配布し、コンプライアンスに対する認識強化に努めています。
- 法令違反の未然防止と遵法精神を高めることを目的として、支店長(本部は副部長)以下全員に対し、定期的実施している「コンプライアンス実践項目チェック表」を使用し、各項目について自主点検を実施させ、その結果の適切性を事務局が検証しております。
- 反社会的勢力排除に対する取組みとしては、「反社会的勢力に対する基本方針」を掲げ警察等関係機関とも連携し金庫全体でこれに取組み、断固として反社会的勢力との関係を遮断しております。
今後もコンプライアンスの一層の充実を図るため、的確に法務関連の情報を掌握するとともに研修体制を強化し役職員全員が法令等や社会的規範遵守に努力していく方針です。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み

館林信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部(事務局)を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点でリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部である事務部の検証に加え独立した内部監査部門である監査室による監査を定期的に行い、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

反社会的勢力に対する対応について

- ・当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。
 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

リスク管理体制について

金融の自由化や国際化の進展等に伴い金融機関をとりまくさまざまなリスクが急速に多様化・複雑化しております。このような金融情勢のもと、当金庫は「地元と共に」をモットーに地域貢献を行い地元との共存共栄を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。

当金庫は「内部管理基本方針」のもと、法令等遵守、顧客保護等の徹底並びに各種リスクの正確な把握・管理・運営を行うための基本方針として「リスク管理基本規程」を定めています。また、業務執行に伴い発生する各種リスクを統合的に管理する必要性から実効性の手続きを定めた「統合的リスク管理規程」を設けております。これにより当金庫の各種リスクを正確に把握し個別の方法で質的・量的に評価したうえで経営体力（自己資本）と対照することによって統合的なリスク管理機能の実効性を確保しています。

1) 信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況悪化等により貸出金が回収不能となり当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するため、審査管理部門を営業推進部門と分離した体制をとっており、貸出先に対しても信用格付に応じた適切な与信管理を行っております。また内部研修の実施、外部研修への派遣、融資部による営業店への臨店指導等、常に職員の審査管理能力向上にも努めております。

2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の市場価格の変動により、保有する資産の価値が変動することで損失を被るリスクのことです。

市場リスクに対しては、資産・負債の総合管理を行うALM委員会で金融機関業務に伴う金利変動リスク・為替リスクなどの適切な管理を実施しております。

3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。

流動性リスクについては、支払準備金を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制を整えております。

4) オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のオペレーショナルリスク」の三つに大きく分類され、「その他のオペレーショナルリスク」はさらに「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」「被災リスク」等に分類されます。

事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。当金庫では事務部を中心とした本部各部が営

業店に対して適切な事務指導を行っているほか、監査室が定期的に臨店監査を実施するとともに営業店からの店内検査の月例報告に対する検証を行うことでリスク管理体制をより強固なものとしております。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動、システムの不備等により受けるリスクやシステムの不正使用等による損失のことをいいます。当金庫のオンラインシステムの運用・管理はしんきん共同センターが行っており、同センターは災害時を想定した訓練を定期的実施しており万全なバックアップ体制を整備しております。

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

当金庫は、国から「認定経営革新等支援機関」の認定を受けた地域金融機関として、経営支援業務を充実させ、コンサルティング機能の強化や一層の発揮に努めています。専担部署である融資部内の地域サポート室と営業店が連携し、取引先事業所が抱える様々な経営課題に寄り添って、課題解決へ向けた伴走型支援に取り組んでまいります。

また、取引先事業所のライフステージに応じた個々の経営課題解決に対しまして、たてばやし創業応援ネットワークや群馬県信用保証協会、群馬県産業支援機構内にある各支援機関等の外部専門機関と連携し、経営支援に関する態勢整備を図っております。

深刻化する取引先事業所の人手不足に関する課題に対しましては、群馬県プロフェッショナル人材拠点との金融機関連携やパーソルホールディングス株式会社と業務提携し、人材ニーズ関連のサポートをしています。

また、金融機能を提供することだけにとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組むために、当金庫営業エリアにある各自治体等（館林市・邑楽町・明和町・板倉町・館林商工会議所・邑楽町商工会・明和町商工会・板倉町商工会）と包括連携協定を締結しております。今後も協定事項をもとに、自治体と連携して地域社会の活性化に努めてまいります。

※当金庫の取組状況については当金庫の店頭やホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/tateshin/>)で公表しております。

金融ADR制度への対応について

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

- ・ 館林信用金庫 総務部
- ・ 住 所：〒374-0024 館林市本町1丁目6-32
- ・ TEL：0276-72-2565
- ・ FAX：0276-74-4897
- ・ メールアドレス：tateshin-soumu@coda.ocn.ne.jp
- ・ 受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）
- ・ 受付媒体：メール、電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	関東地区しんきん相談所 (一般社団法人関東信用金庫協会)
電話番号	03-3517-5825	03-5524-5671
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等並びに群馬弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	群馬弁護士会 紛争解決センター
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	027-234-9321
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～17:00

6. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。

- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制

